

農産物・砂糖申告受渡実施要領

農産物・砂糖申告受渡実施要領

(目的)

第1条 本要領は、農産物・砂糖受渡細則（以下「細則」という。）第55条に規定する申告受渡（以下「申告受渡」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 申告受渡は、当月限の建玉を有する取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第4条、第5条、第6条及び第15条において同じ。）が、合意した条件により受渡しを行うことについての契約等を当月限納会前に締結し、その旨当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(利用可能対象者)

第3条 申告受渡は、次の各号の一に該当する者に限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者

(申告受渡希望の申出)

第4条 当月限の建玉を有する取引参加者が、申告受渡の相手方を求めようとするときは、受渡品、受渡数量、受渡日、受渡場所、申出有効期限及びその他受渡条件等について記載した当社が定める書面をもって、細則第55条第2項に規定する当月限納会日が属する月の第1営業日から最終申出期日の前営業日の午後2時30分までに、当社に申し出ることができる。

- 2 当社は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定に基づく書面の内容を取引参加者に通知する。
- 3 申出を行った取引参加者は、第1項に規定する書面に記載されている内容を変更（申出有効期限及び申出数量を除く。）するときは、改めて書面を当社に差し出さなければならない。この場合、当社は、遅滞なく当該変更内容を取引参加者に通知する。

(申出方法及び承認等)

第5条 申告受渡の申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第55条第2項に規定する申出期間内における毎営業日の午後2時30分までに、渡方及び受方が連署した当社が定める申請書並びに合意書を当社に差し出さなければならない。ただし、申出は、受渡日の前営業日の午後2時30分までに行わなければならない。
- (2) 当社は、前号の申出について、市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、当社の承認をもって当該申出が成立するものとする。

- (3) 申告受渡が成立した建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外するものとする。
- (4) 当社は、成立した申出について、遅滞なく取引参加者に通知するとともに、当該取引参加者に対して受渡代金及び受渡代金に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額(以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。)を通知する。
- (5) 申出を行った取引参加者は、第1号に規定する申請書に記載されている内容を変更(申出数量を除く。)するときは、受渡日の前営業日の午後3時30分までに、改めて申請書を当社に差し出さなければならない。この場合において、受渡代金等の変更が生じるときは、当社は、遅滞なく当該取引参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。

(申出の変更及び取消等)

- 第6条** 申告受渡希望の申出を行った取引参加者は、申出有効期限及び申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、申出有効期限までに申告受渡の申出が行われなかった場合にはこの限りでない。
- 2 申告受渡の申出を行った取引参加者は、申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、第5条第2号の規定により、当社が当該申出を承認しない場合にはこの限りでない。

(受渡供用品)

- 第7条** 受渡供用品は、細則第2条及び細則第3条の規定にかかわらず、大豆であって受渡当事者間で合意したものとする。

(受渡場所)

- 第8条** 受渡場所は、日本国内における受渡当事者間で合意した場所とする。

(受渡品の数量)

- 第9条** 受渡品の数量については、第5条第1号に定める申請書に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の数量と受渡枚数の関係)

- 第10条** 受渡枚数については、受渡品の数量を業務規程第17条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。ただし、受渡品の数量を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数数量が生じたときは、当該端数数量を最小受渡単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

(受渡日時)

第11条 受渡日は、成立日の翌営業日から当月限最終営業日までの間のうち、受渡当事者間で合意した日とする。

2 前項に掲げる受渡日時は、毎営業日の正午までとする。

(受渡値段及び受渡代金)

第12条 受渡値段及び受渡代金の算出は、次のとおりとする。

- (1) 受渡品が細則第2条及び細則第3条に定める受渡供用品である場合、当社は、成立日における当月限の帳入値段を受渡値段とし、その受渡値段に標準品との格差を加減して得た金額に受渡単位数量を乗じて得た金額を受渡代金とする。
- (2) 細則第2条及び細則第3条に定める受渡供用品以外的大豆を受渡しする場合、受渡値段について受渡当事者の合意があるときは、当社は、当該合意した値段を受渡値段として受渡単位数量を乗じて得た金額を受渡代金とする。ただし、受渡値段について受渡当事者の合意がないときの受渡値段は、成立日における当月限の帳入値段とする。

(受渡方法)

第13条 受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 渡方は、受渡日の正午までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券（当社指定倉庫業者以外のもも含む。）又は当社の確認できる受渡書類を当社に差し出し、受渡代金等の支払いを受ける。
- (2) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに倉荷証券又は当社の確認できる受渡書類の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第14条 受方は、申告受渡により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第15条 申告受渡を行った取引参加者は、法定帳簿上、申告受渡により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第16条 本要領に定めのない事項については、農産物・砂糖受渡細則に定めるところによる。

(規則の改正)

第17条 本要領は、受渡しの実状を勘案して、適宜必要に応じて所要の改正を行うものと

し、その改正は既存限月にも適用することができるものとする。

(改廃)

第18条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第2条(定義)及び第3条(利用可能対象者)の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第2条(定義)、第3条(利用可能対象者)、第4条(申告受渡希望の申出)、第5条(申出方法及び承認等)、第6条(申出の変更及び取消等)及び第15条(法定帳簿の記載方法)の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。